陸奥話記
後三年合戦絵詞
巻物

陸奥話記

後三年合戰絵詞

酉山堂藏書

酉山堂藏書

朝家ハ文武の二路あり中ハ政理を扶く山門ハ
顕密の両宗あり相ともに護持法教を是聖代明時也
法業ハ星霜を重て神明仏陀の余化ハ世ハ
ハ源氏ハ神武天皇五十六代清和天皇の御子貞
純親王六代の後流伊豫守経基経基朝臣の嫡男陸奥
守義家朝臣八幡太郎と号す堀川院の御宇永保三
年ハ奥州の征ハ都く安ハ大ふ奥六郡地形世
ハ清原武則の孫荒江太郎武貞子
失衡ハ富方の舎弟武衡の行跡ハ一族を
ハ帝後ハ秀武ハ
合戦ハ其余殃ハ

衛家衛をせめられ大軍ちらく敗北し勇士名
をあらはす敵ちの家敗しられけるに大将軍陳要守
の武徳威勢上代ものなきかの所謂雪の中小人我
あらもなくに八陽和の氣膚をふくに雪の如小屋我
し孫の墓八天性の才智小学武八士学別徳の雅
たりて人をそなへし武八必徒設義の朝
学をさして是我しめるよりて寛治五年十一月
十日夜大敵をてふ滅して殘党をもて講和
仕す其後解散を勅して業関廉感をもて
俗よりもくされ八勝ものこ後三年の軍と称を是
我八れ日くあるもの也彼家八打ちて郎
源の為九度くに日をこしくに又孫新の

古書の英語者れらを威徳我作さく人世ものを
とくもなれ行まふ法くふさもとを我れ行ふ後漢
乃二十八将を前を凌雲書ふくに法を朝賢要の
障子名士我奈震殿日景中ら為今此絵我用
おくしもの家ものの素中ふ法くに画景素塔
南芸の庶諸ものくに其功を絵ふ和言威論の為と
いもなれ児童知学のものを人をもくめ讃仰乃
寇の中時くに我拙く永の閑殿の寝室をなく
さい家々の寇のくこれ我をてあるもの
胡風暁月の吟詩小生くへ人ものを後素精微忠
源八庁丹青の芝意為ものもを能筆絶妙の
姿金乃孫笠小原くを彼世ものを小芝あく若少

松郎し感せさらめや 千時貞和三年法示格大僧都 玄鑒一首の序命ふ〳〵大綱の小序を記さしめたり

永保の比奥六郡おらくちよ清原の出羽の御とゝいふものあり荒川太郎武貞の子鎮守府将軍武則の孫なり出羽の山北の住人なり康平の比の国司源義家朝臣任をうけ一時武則一萬余人乃勢を以て御方ふるまひ出羽ふよりて貞任宗任をうち出羽をいらも出羽ふよりて武則の子孫六郎の宗となれり貞任宗任の先祖六郎の宗ふて八幡殿の御威勢父祖ふたゝ出羽ふ玉井ふ屋を建ふものあり人ふ屋ハ〳〵してひの下ふ城をこなす事玉屋をたもく〳〵祖威ふ城ふ義ふ城ふよりて境のうちをうやふて

[illegible]生御子なきふりをして海道小太郎
成衡といふものの娘をもらひ年いたりて妻
なりけるを生八さ四郎成衡の妻をもらひ
當国のうちの人ハ是を従者となり是陸奥ふるをも
もちもりみ岩陸奥多氣権守宗基といふ猛者
あり是をのむ妻めをのけるふ新羅四郎のをとうめを
あり新羅むらに貞任義家のうちふへらく
是をもて義の加勢やのうちふ彼女ふあひてをり
すふをもちいてめを一人義家めを祖父宗基を
義家はきやうなりてかきりふ生御はを女義也
へるなり是をもらふ妻をもてあるらもよめ義家を
當国陸奥のそこいらの郡号いも日をふ事を聞き

去陸奥国ならびに地史(ヂシ)蝦夷はいとなむ
乃ちひもの物あはせものみふあり今銀綿布馬鞍を
そちそうふ出羽国の住人吉彦秀武といふもの有こ
を武則のをとうのをい又むこなり芳郷貞任をせめ
とる武則一家をもりして當国へ就事りて来京
那官の品ふしてはなし法陣の押領使をさしめ軍法と
のへ〳〵ときに此秀武八三陸の所にさしめ事をし人こ
をうる我先徳父祖よりをれ〳〵一家のものから
れ国に従者となり秀武ハ家人のうちふも
をのをれをうの下にいたるまくのをもしも
源中小将の聟ハ重武はをうく法をみて国土を見
うをさまりて ふをよあるいてをり遊ををさまりて

[illegible]ふさきくみてうぢ[illegible]衛門持僧ふく
五郎のきみと[illegible]いひきる京[illegible]法師囲碁をうち
いとて[illegible]こもきてうちとりて秀武をのかたられて
[illegible]てんふかるやうにうちまけきしき一番又
者なりと果報の仏者ふしてうち主従のぬるもひと夫
さつ[illegible]むらふさの[illegible]ふたりこもきはつきをる
[illegible]久しくしたれぬなきけあくやそうぬしとなりとれた
もひて今[illegible]屋となりもちて[illegible]ふたうふきもちハ
[illegible]て門のかうち出[illegible]そこえくもちきあり伯酒[illegible]
[illegible]後者とそふ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]てきあり[illegible]て[illegible]てきて[illegible]ふ[illegible]
せさ勢て出羽[illegible]

大衛門碁をうちて秀武をきはめうかがひて
なもまうしてしをうちて出衛大ふいうて
出ようちふ法[illegible]の[illegible]伯[illegible]
はをもの[illegible]
寺加[illegible]衛[illegible]
て[illegible]出羽[illegible]
くれをきて[illegible]
[illegible]
[illegible]衛
[illegible]衛[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]衛[illegible]

兄弟なる秀武らの二人のもとへ法印をたのみて、
ひめくるまゝ出羽守殿のてゝしてあるべきを、
さきにハやまかの殿さきに出羽守殿のてゝして
きてせひ殺りくひこゝ既より殺もとのあて
ふそこさきにいて殺まうをとる家をつま
き殺ひるくきて生羽殿やゝ屋かふくきかるこゝ
ゝ出羽ハてゝのあるゝ時ハ生ひら
ゝ屋ゝとられ信定殿やきさらをかきかハれ雪
の首殺出羽ゝえて殺きんゝきらゝ屋ゝあるゝ
ゝとゝかゝ京法御家御ゝさひをかゝて七い殺をと
て出羽ゝきちゝとゝひゝゝえちゝ伊勢の新白家の
村の立家ハ百姓家殺ゝ法ゝ 焼きゝ新ゝ出羽殿ゝ殺

殺ゝきゝひゝゝ法御家御ゝ殺ゝ殺ゝて家
ゝ法御家ゝらゝ関て殺きゝゝきゝゝ
ゝめ
真御方の殺きゝひをゝえゝていまゝばゝてな殺
かゝ水ゝ兵殺集ゝ我如殺ゝゝめ又秀武ゝもゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ永保三年
乃秋原義家朝臣陸奥の守ふかゝふゝふゝきゝ
出御ゝきゝひのゝ殺ゝゝ新司殺答ゝん
ゝ殺いゝ殺ゝ方殿ゝいゝあゝ日ゝふ上馬五十匹
きゝ引ゝ新ゝ身金羽あさらゝ紡布の半ゝひ新ゝ
ゝゝてきゝきゝ出御家司殺答ゝきゝゝ奥
ゝゝて殺殺きゝ殺ゝきゝめふ秀武ゝめゝ

いくさ始まりてより鎌倉にて我が八さまのこと
出羽の国へ向きまゐらせめ
義衡出羽へ越めるうしなきてきよ元〳〵家衡又さまの
こと〳〵をひきゐて出羽の舘をまもる時出羽の
御等みな同国の住人兵衛尉正経伊予の郎従助
兼といふものあてむこ〳〵おこしに彼の接間
をして出羽の舘をまもる彼出羽の妻はらむを
やをていふやゝ生れらむ武衡をあもむるあひ
出羽清衡家衡をそひきゝあてけるうふさらあれも
兵れ月〳〵ありて武衡をそれあり〳〵女
人の方大将軍のらはものふあまきをそれて
大将軍をうつかりのあてさまなもの出羽中

剛文ノ一巻ハ早ク失ヒテ足ラズ

以下三巻鳥取藩ニ存在ス

さらつをよりはいやまを正経助兼はこれはまて
を安出羽衡はれも〳〵きをあ清衡家衡よ勢きを
てすをふ剛文
武衡ハ出羽国住ニされふりをしまゝ陸奥のふを
勢をふるひ〳〵出羽〳〵家衡ともしふきをて
いふやゝきみ雅兵人をて奥をの人ゝ知ふを
一日をいふもをひらをきをしいふ名をあくを差
一人の三郎ふあまをてふをまを武衡は面目をは出
目よれ月をむをの陸奥平氏ふを記をしをはらく
をひを〳〵法つを幸すを〳〵中巻かををふあをを今ふをき
ををれををふ国〳〵屋敷さら家へをいふ家衡
をれ敷をけををてをかをを郎一家衡をいをを

ろ〻ふ山をかいらのいふやう〻金ばの柵といふ所あり〻それハ
さかひ八まさにてるとさらなりをてしかる〻二人ハ具して
沼柵をたてゝかゝふさハふ〻ばをめ
将軍の舎弟名来厨義光ハ出ろふ陸奥未ハ〻ハ将軍ふ
あひていろ〻用のふ戦ようゝ義ようけまゝ出て陸ふ出ゝ
城中ハて義ふせの所ハ〻あふなく侍らうけまゝ
ものふのいろ〻城ハ出まうてあらをハをて弟を城を
ハをもて中上ゝ城いとも城ハらをハ名来厨城を
中てをハをて人侍ろいふ義家ハ〻ハまゝてよろこひ
刀後城をさゝていろ〻ものをの来ゝ出ろハ放入
当のせろ〻をて松をゝをろをおの見ハ侍をハ出ゝを
副将軍と者ハ侍ろハ武ハら家ハらろ城をんを

堂ハ出ろふあをとふ前陣の軍すをふせをををて出ふ
堂中ををひ振ゝ多ハるをものをゝ将軍の陸ものを
廉城かゝもゝものをハらゝ相撲のものハ人嫌会の格ム
帝京政ゝいふものあり先祖ゝ関をハをものを
ハを年日ハふ十六歳ふてハ日ハをの生ふ有て
金城をて寄ゝふ伝矢をて方の見城ハをハ首
城射ハらぬゝ神ハの松ふ射ハ見以矢城
ハをらけて當の手城ハ〻ハ敬を射をつををの方ゝを
をハ〻ふ〻ゝをハ〻て京政ハ頼をゝをの弟
をまふ姫以国ハ出ものを浦の平をを為ハ
をものあゝをハを関ををものを陸ハぬを城ををなを
京政ハ新を姫をて矢をぬんをを京政姫ゝ刀を持て為ハ

今は官軍はらへくあもきまゐはんとまゐる次第にて
こハいかゝ小形にかくハたゝいふ京政のいふゆゑ弓箭ふあ
ゆゑて発ゝ八法八ものの法ゝむこゝろあるいうてらせなが
らゆゑふゝ法ら我姫まゝこゝ八あらんもゝ細ゝ形ゝ
ゝゝとゝふゝ死ゝいふ為攻古城まゝていふこ
ゝ形ゝ様をかめ彰我をゝて矢我ぬきはおゆゝの人
を城足国京政ゝゝる名ハゝくならひ形ゝ ゝ方ら我法く
ゝせめゝゝふゝいゝゝ様れ法ゝゝ形ゝ岸ゝゝて
碎ゝゝゝゝてゝこゝゝゝゝゝ城八矢我ゝつゝこゝ我將
近ゝゝの我八石弓をゝは法ゝて是我ゝ法死ゝの数ゝら
妻俗ゝ幕傅伏助兼ゝいゝ者あゝきゝあきはえもの
ゝゝて法取小軍の先ゝふ当ゝ形軍是我ゝて意今ゝいふ

我なもゝ世ゝゝ事ゝ岩ゝゝゝせめよ弟ゝ事我
石弓をゝばゝゝけゝゝゝ事ゝふゝゝふあゝゝなゝゝ
ゝゝ事我ゝ我ふゝゝ分をゝなゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きゝふゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝせゝゝ助兼ふゝいゝゝみゝゝゝ
國司武衡あひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
夏化事なゝ出ゝゝて我ゝの書
金塔の鎧へ我もゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
十ふゝて去昊を事ゝて函府ふゝゝゝ孫ふゝゝふ
羽軍の馬の書ふゝゝゝ我ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

よしなしことハかなしくも侍らず生れながら今日我君の不佐
し給ふん殊にまします事よといひもてはやしく人々なるあ
はれなるなきにけり
将軍のいくさすでに合坂の柵にいりしはさぬ雲霞のごとく
して比山をとりて世に一所の斜府雲上をとりてあり居
陣中ぞ事地にやぶれて亡方にもとりて将軍ならぬ
られ給へくあやしとおもひてまよひて無我して非を悟り婦せ
きむあんのてくし義の中より三十余騎の得たるもの残
共にのこりくられ武衛がかくしおのがまで将軍の
得たるものこれ我斜ちに将殊得くして控られぬ義家の相伝
先年宇治殿へ参りて負任せめし事ありて申せる我
江帥匡房公まちに関て学量ハよくき武士の合戦の次第

知らぬよしいひてまちゐ給ひて殊にし家ノ郎従聞て
そのまゝ帰りの佐たるもの殊をやけもえていふれ武将の君
おもひつゝ義家に此よし殊を語るより家さん殊聞てさる
こともあらん今とて江帥の出られまるにおなしくまゐりて
おしさら合戦し佐たるの後彼卿にあひて文殊よみ
りよし家ハこれ文の次第うるもれハ宿にて武衛の
学あふにや始られなましとぞいひける無躰に依時
聞佐ら我やかるといふて伝ふとかや
柵我をも事日数にかよふといへともいかに松しくなまで
将軍佐たるもののこる志んを心あきさん去で日て小甲乞
乃幾殊打入さりてぬけけ日ふとりて甲に見ゆる者をたる
一面にまへ猛将に見ゆるまの名我一所にまへりきめて

後病の所ふせぎしたまふてい〳〵ともいひて日てふ甲
乃所ふせぎまもりかたりて優勝に変方なれ一度も
後の世ふせぎさまたりて〳〵もこれ敗退めんせずと
いふとかし秀吉ハ義光ら命等かを羽軍の命ぶど
まの世ふ命を引きる方の中ふ入る所をふ疫病なりと
きこゆるものを立てみんあるらふれ敗暑頃ふせぎ
弟を病のまきらびとく耳をふきぐ別名紀七高七
宮放王種衡は未ハ命未ハ命とふハ未別惟ふ事
なり

詞　仲直朝臣

吉表秀武将軍ふやう城の中かくまもりて御方の軍
を立てふせぎみ結ふそこばくのちから敗ふ屋敷
あるまゝ志ふ米ちひ敗とめて米まもるまて
おとさん粮食ふきあハさうめてなのふく松ちかんと
いふ軍敗まもるく陣をまもるく米て敗まもるく二方ハ羽軍
さんをまもるく一方ハ義元を敗まもるく一方ハ結衡を宗と
生敗まもるかくく日数敗をふ原ハふ武衡のもとふ悪ふ
並次といふ二人の打ハあるひなるふ結ものなり
兵敗をこちと名乗武衡使敗羽軍の陣へ結ふ
をして消息をいそくたるひやめられく結然ふきう
那ハ兵次と云ふそうちかん結ふ命ふ市説なる結ふ

出羽守も志多つき撃て一人おしてめしあはせたり
ふ徒行城なくさめられ徒へきうといひをくまるれ
出羽つき討ま城まもるふ法任り人舎人鬼武とゝ忠
あて人ゝ者くゝ弟のちから申しかゝるさ城ゝ
ひて生ゝ兵法城の中をさをゝる二人朝の庭ゝ
よて人あつて人方の軍用もれゝ城ゝ西方ゝ
てふゝて人あひてうちゝ中半時ゝ生ゝふいた
まを城まゝて人ゝ兵ゝ用ゝふ兵法ゝ投刀ゝ
さまゝ者ふあり源ゝふ人ゝ用ゝ小兵法頸胴きゝ
かゝ鬼武なきゝさゝふかゝて討れぬ
将軍のいくさゝうゝの世城ゝ生ゝめしゝ
討ゝ者ゝ城ゝ城中ゝ兵ゝ兵法ゝ城ゝ

きゝゝゝゝゝ城ゝゝゝ出将軍ゝ
ゝもゝ又兵法ゝ兵ゝ城ゝ討ゝ合ぬ
又西方ゝ者ゝ大きふ者ゝ将軍ゝ
数多しく城ゝ生ゝ
ちゝられぬ者別宮惟ゝ病ゝ暑頃ふ人ゝ
をふゝゝゝゝゝ今日我剛徳ハさゝ
いひゝ腹さけ切ゝ
かゝ風ふゝふゝ矢頸ゝ弟ふゝて死者討ゝ
生者ゝ頸ゝ
て人ゝ出ゝ
将軍ゝ
ふあらさゝ人一旦ゝ

うくのことしらんとてこのものをしらふ（書）して曰はく
ときに源頼朝の子なり
家衡が乳母（ナトリ）千任（ちとう）といひしものやどらのよふにきこえしに
たまりて将軍ふしやうなんちが父義貞が宗
任ばかりにたまはりしかばけふ故法将軍殺
かるらひしてそのちからをつくしたまひ
なほ貞任をうちえたり忍ばるあひ徳をいはるる
いはまの世ふりをひきてまつりごとをなしぬ
ふ五倍の家人をしたがへ出羽七郡の男女七郡
をたまはる家ふ義の法をあらためて天乃のせめ殺ふ
むかしいはれはくの法をものしたがひて
こと元人をもて義将軍判しこものいたせ奉羽乃

いはまもしの千任殺生捕ふ出羽人のあらハかをら
出めふいのちをたまはりてむかしもたまはりしかもの殺
かんといふ
出羽のうちにて法をきこしめしけるに男女老幼なかりしかば
ものちよりしたがふ法をうつ第光ものの殺将軍
ふりる将軍出羽へ武衡を殺へうつる
てそ殺もちてよりしたがはらひていく我者ト
きの地のうちへきこしめしてうの仲倍ふまいりまハ
さをとりの者ありなんといふ第光ものへきの殺
いりて問へ将軍ふ殺らひていやいやもちて
今ふいりまりて大将法時の敵ふまちをく敵の陣へ
ものをハいりまくもをとりたさふふこ者もし

武衡家衡ことごとくうしなはれぬ　我百船とゝのへ
ふね　竹のくいうあらはれぬ　あき　ものゝ千里の海ふき　永久　いくさに　ゆきち
しもとおきて　ふるまひ　ものゝ　武衡　家衡
ゆゝしき　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ
ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ　ものゝ

まうでいてんふそこたくの波きしの中ふてとらかくも
いられんハきさめくてうく佐野あんしを武鄙らしふ
やうたくをつきとふとあ者者とくく城まて
うくゝ中絶つてやあつ春方さ紀のてくく
夕の中浅ゝけくうる河内方のはくふまをらけくうち
えうて春とも氣色かををるてなくてあめく
出ふくく季方ゝ母のれ相へ芦をほいうく枯し
あくく
城とう紀く秋よりをふをひめさむく法めをく
なりをく不絶らくくあをくくいうやく去年
乃をくふ大雪ふらんとをて不分日時の事なり雪
ふあひ仏ハうく死ゝ人をうくふ紀書ふるる紀

玉府ふ有をのくいうてうをくのはくをくいふくく法
なくをもかくくうをハ一をやく雪ふとはをて死
なむをあををくあくくく糧料をいうまして京へ
くををくくくいひく我をくうをせなうをめをのく
をくをる城中府へ屋ゝ城中飢ふのをみく先下也
小童彩なく城戸城をらをくを出くる軍をを及城
あけくくをを西しやを長をくくをひくく又紀相
むらくあくくをひて武紀軍ふ中やくをみをくを西を者
女童郎をを紀をびをきらんくいふ紀をの西ゝ城をふ
秀武ゝいふやく日のまへふくくをくをこハのをる所忠
雑人をくめてをくらく去くらハ城中の粮をくををくき
なくすてふ宮の朝ふなくををて紀をくをひくをれを

此時なをかくこそわらなむと戦祢ふに比ぶべからぬの
雑女童アハ城中の使をもとどめ将妻妾子ども
城中にまらハせ使をとらへてしく妻子に物くれ
せぬてあるまし　これ将しく一時にして餓死なん事
さらハ城中の糧をあらしとくさなりといふ
将軍其戦闘くちをるへしといひて尚もとどめ
やはよそ人此日のまへに出給まいれを人くなりし城
の戸をとらせてかさねくなりけるの那し

詞　右少将保綱

顔杲卿の資道ハ将軍のまに射し出して文帝に書をなす年
是ぞ十三にもして将軍の陣中にありよりいる家戦
ありて那しき彼等ちうし小将軍資て被れしめ
いふや武衛家謝よりこひてれつつしんで将軍
ともをのくまへし書をかきやとも小出給使をこそと
あらへしといふ資らへのまし戦ありけ人あやしくて
さへとも将軍のれきてのまちにかて屋ともにいりと使
本くちのくまをあらふに使てふちのあつ使よ本なもお
ちまれ人ぞ戦ひかをと　れも一りすてに実のまん
同ひにれはいとへいでも天かは将軍の人さし継書出けれ
ひりまやをあつてふらなる

武衡家衡金沢にこもる はたして寛治元年十一月十
四日の夜はなはた雪ふりて城の中の家ともみな火につけ
はき一柵の中にとゞめ紀のかしらこそ地獄のさましほうが
みえけれ 蜘蛛の子をちらすこそし将軍の兵ども
あらそひかけて城のしもふかく悉く殺す又城の中へ入る
水入て殺すものは千万が一人も武衡にけて城
のうち小池の水をいりて小舟さしはさみて潜み
隠ろくしてはたそものとも見つけられて殺すまじ
はたの小舟つきて池より引きさしこいしらたふしつ
又千任れむらしく生捕られぬ家衡は首をきぬ
るにせん持ちて六郎季方の首をきりて世にさらす
て妻子の死にて此を敵のものから

むかしいひしはかりごとつけしかばはたしてかなひつ
さてあやしの者のまぎれむとして城を出るものを
城の中の男女ともはそもののあらそひ出て城のうち
へおてさうれたるのかゝへつゝ鉾にさされて出ゆく
女はおそろしきおもひしてこゝへゆく
又将軍の兵ひらきめしたるにせめていはく軍に
随ひたるてき敵をはむかふも今もさこそあらな
らひあつ武則がつかひ官府のせめにまつりつゝ将軍
のかうむらしむかふ御方にまいりてかくあらしめた
まふ僕従千任をとしへて名簿ありけりかしこ
くんの名簿をもとめてなんちもへつらんたてまつる
ともまつへし武則えひとのいやしき名をおもちてこそ

志を形く賜る府の軍の名をきゝ世をこゝまで将軍乃
中をたなたゝふすてゝ　さきてふ功労ともふ
ふたゝゝもやいそもやなんちらハそ家こいそゝのさふ
らゝなくしてむはんとてゝゝあなふてゝみすをてゝ
いそゝゝの寄ゝ　ふもつすしゝをえさをなそゝ
寄思のうゝ　なをもゝの人いゝたしふてきまく
中せゝ世も武衡ハかゝつ泡地ふはきゝ　敢てあ泡も
寄きゝ事なゝく　きゝてのいのち泡きゝゝゝ　ゝ後結夫
宅光房ゆ　れ日ゝゝゝゝの頭をきゝゝも武衡いでき
らゝゝゝゝゝ　ゝゝゝふ義光ふめをえあをゝてを出ゝのた
寄きさを泡ゝ　ゝゝふゝ光ゝ義ふいをく泡寄の
乃陳人ゝ　なゝもるハ古ゝの例ゝしゝゝゝを武衡一人

あなちふ頭をきらゝをゝのんいゝゝいふゝ家
義光ふ凡ゝ　きゝ泡ゝきて　いふゝ陣人ゝ　ゝハ敵の
庭をのゝゝゝ　人のまふからすゝて　泡ふ智をゝひて
らひをのゝゝ　きゝゝゝゝいゝあゝ宗任ふなり武衡ゝを
きゝらひのふゝたゝせゝらつゝせられゝゝえ多かゝゝと
かゝゝゝゝの命を　れむゝきゝハ陣人ゝいふゝゝや君
ゝの礼法をゝゝゝ　泡ゝ　ゝゝゝゝ　ゝゝゝゝゝゝゝゝ
斬つ次ふ千任をめゝゝゝゝゝゝ矢倉の上ゝていい
ゝて寄ゝゝゝゝゝ　ゝゝゝふ千任かゝくをゝゝゝゝゝ乃
いゝ寄ゝの寄ゝゝ　ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝふ原寄ゝいふのあ
ゝ寄ゝゝゝを抜ゝ　寄をり出ゝゝゝゝ武軍ふいゝゝ
いゝく虎のふふをいきむゝゝあをゝゝゝゝゝ乃ゝあゝゝ

中良後三年の画を見るに
ふもとに父子のやどこだしてある
千代の古を切石と島海の景
設に射られ給へる矢を抜かれ
画工先輩を指南に給へ入
金とゝゝの

て退きて法師ものいてきゝえひらよりあがを
とりていてゝ弓張きゝまむとするに千代丸を見あハ
せゝあるを金をしふゝ丸を見ゝ千代の古を
引出ゝゝ是ゝ弓張きゝつ千代丸古をきゝ
志をかゝめて有の持ふ所をからけて是を切ふつき
あゝゝ見のゝ武ひらゝひきゝ千代丸ゝ
あしをかゝめゝ是を踏まゝ矢ゝらゝあるて口はまて
見をさげゝつゝふの所をふつ物見張て
らゝゝゝそもふいふやゝゝ年の熊眉をふすてふ所
をぬ但物後ゝらむるゝハ東御ゝ前を見るを
をゝいふ城中のゝゝ一附ふやをはゝ物ぬ鏡のふて
城の中ふふ者ゝ入る麻張ゝゝゝゝ

縣ふ次命次代といふゝの有 當ふふ義元ゝ法ゝ
城中の者のふきさらむしまるゝをしきゝ遠くのきて
ゝをゝめきゝ戦の庭城ふきてのゝ踊ゝの元服次代ふ
られぬ千年ふ東ゝ あやしのきゝ年ぬをしゝふきん
ゝて出きゝゝ張次代ゝをゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
きゝゝ物宮のきゝふ物軍ゝ物を見ゝ
よゝゝひの人豊ふゝきゝ自ゝをなのきぬゝて次代
ふゝゝゝ又上ゝ二ゝを鞍をきて川東御ゝ義まいるゝ
のゝふ義東あゝ見のゝれゝさふ当ゝてまいるて
といゝゝゝゝゝ次代ゝ命ふ東御ゝ学張神ふゝして
まつゝて縣ゝの見ゝゝふゝゝふゝゝいゝゝゝゝかゝきる
ゝゝの東ふ八ゝ法ゝけ 仕ゝゝ張ゝゝ仕ゝゝゝいふ

武衛豊ひらの卿出家の中ふもとあるから軍
八人のらひをきかせてふうけをう
將軍國解をもくやし武衛家衛の諸反をてふ貞位
宗紀ふさきくらくしのかをいくさまくらもさへら
らををかをうちあく遠討の使節をさまさまをて頼政
卿へきてまつらむとまつらもしらもらしの故者
きこ如官符を給を弾八勅賞をこなをるへしよしを
官符を遣へらしをるよしさるまつあと聞くを成原
をてもをうくへ卿の旨をふうく

詞　従三位行忠卿
画工飛騨守惟久

中宮御所下脱筆

右後三年軍記書画三巻者播磨宰相輝政卿
北方源普宇子東照神君之所持而被家奥
世之珍蔵也玄孫右衛門督吉明朝臣恐其久而
敗壊也今茲元禄十四年辛巳冬十月就京師而
修補焉有故詐供天覧雲感不勝感可謂希世
之佛宝矣修補功請于余欲録其事以遺後世余
不獲辞遂書以贈之

元禄十四辛巳冬十月下旬

特進藤基時誌

150